

# SHINWA NEWS

寄附金と令和6年分の路線価

令和6年7月  
(No.8)

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。

このふるさと納税には、個人だけでなく企業版があることをご存じでしょうか。

法人の寄附金の取り扱いと企業版ふるさと納税について、下記にご紹介いたします。

## [1] 寄附金について

寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合におけるその金銭等の価額（広告宣伝費、見本品費、交際接待費、福利厚生費とされるべきものは除く）とされています。

法人が支出する寄附金には、主に下記の種類があります。

- ① 指定寄附金 : 国又は地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定した寄附金等
- ② 特定寄附金 : 特定公益増進法人に対する寄附金等
- ③ その他寄附金 : 政治団体、町内会などに対する寄附金等

①は全額が損金の額に算入されますが、②③は一定の限度額があります。

## [2] 企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対し、企業が寄附を行った場合に、法人税等から税額控除する制度です。

メリットとしては、社会貢献、新事業展開、税軽減効果が挙げられます。

この中でも、税軽減効果についてご説明いたします。

まず、寄附金として上記[1]①指定寄附金に該当するため、支出金額の全額が損金の額に算入されます。それだけではなく、法人税等の額を直接減額できる税額控除が可能です。

具体的には、下記の通りです。

- ① 法人住民税：寄附金額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）。
- ② 法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。  
ただし寄附金額の1割を限度（法人税額の5%が限度）。
- ③ 法人事業税：寄附金額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）。

上記の通りメリットは大きいですが、下記の留意点もございますので、ご注意ください。

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。

### [ 3 ] 令和6年分の路線価公表

相続税や贈与税において土地等の価額は、時価により評価することとされています。

しかし、時価を把握することは必ずしも容易ではありません。

そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、各国税局では毎年、全国の土地等の評価額の基準となる路線価を定めて公開しています。

なお、路線価等は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に定めています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、39年連続で東京都中央区銀座中央通り（鳩居堂前）で、1㎡当たり4,424万円と去年を152万円上回り、上昇率は3.6%でした。

都道府県庁所在都市の最高路線価は、ほとんどの都市で上昇となりました。

(1㎡当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和6年分	令和5年分	令和6年分	令和5年分
	千円	千円	%	%
札幌（中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り）	7,280	6,680	9.0	8.4
仙台（青葉区中央1丁目 青葉通り）	3,630	3,470	4.6	2.4
さいたま（大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前一列）	5,290	4,750	11.4	8.0
千葉（中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場）	2,230	1,940	14.9	-
東京（中央区銀座5丁目 銀座中央通り）	44,240	42,720	3.6	1.1
横浜（西区南幸1丁目 横浜駅西口バス駅前通り）	16,960	16,800	1.0	1.4
名古屋（中村区名駅1丁目 名駅通り）	12,880	12,800	0.6	2.6
京都（下京区四条通寺町東入2丁目御所町 四条通）	7,520	6,970	7.9	3.6
大阪（北区角田町 御堂筋）	20,240	19,200	5.4	1.3
神戸（中央区三宮町1丁目 三宮センター街）	5,320	5,000	6.4	2.0
広島（中区胡町 相生通り）	3,570	3,390	5.3	3.0
福岡（中央区天神2丁目 渡辺通り）	9,440	9,040	4.4	2.7
熊本（中央区手取本町 下通りアーケード）	2,060	2,040	1.0	△1.0

全国の路線価は、平成30年分から令和6年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ (<https://www.rosenka.nta.go.jp>) で、閲覧することができます。

また、令和6年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。